

湯前町光ブロードバンド整備事業仕様書

令和4年4月

湯前町総務課情報統計係

湯前町光ブロードバンド整備事業仕様書

1 事業内容

(1) 整備方式: 民設民営一部負担方式

電気通信事業者による民設民営方式の光ブロードバンド(FTTH方式)を整備し、本町が整備費用の一部を負担(補助)する。

(2) 整備後の運用方針

整備された施設は整備事業者の資産とし、運営費及び災害対策・復旧費を含む維持管理費並びに機器更新など、整備後に発生する経費は整備事業者の負担とする。またインターネット等サービス提供にかかる加入促進については、当該事業者によって行われるものとする。

なお、現在公設で運用中の湯前町光インターネットサービスは、本事業の光ブロードバンドサービスが開始された後に廃止し、町内全域に公設で敷設している光ケーブルは、難視聴地域への地上デジタル放送再送信に必要な個所以外は、令和6年度以降に撤去する予定である。

2 事業の期間

補助金交付決定の日から令和5年3月31日までに整備対象地域において、サービス提供可能な設備の整備を完了すること。

3 整備対象地域

整備対象地域は、本町全域とする。

整備対象地域	地区名	世帯数	現在通信環境
湯前町全域	浜川、下城、古城、浅鹿野、上猪、中猪、野中田1、野中田2、野中田3、田上、上村、下村、馬場、瀬戸口、上里1、上里2、上里3、上染田、下染田、中里1、中里2、下里、植木	1,553世帯	公設 FTTH

令和4年3月31日現在

4 補助対象経費及び補助金の交付

(1) 補助対象経費及び補助金の交付は、「湯前町補助金交付要綱(平成19年1月31日要綱第1号)」及び「湯前町光ブロードバンド基盤整備事業補助金交付要領」に基づき処理を行う。

(2) 補助金の上限額は、246,500,000円とする。

(3) 補助金の支払いは、実績報告書の提出を受け確認検査を行った後、請求書の提出を受け支払うものとする。

5 光ブロードバンドサービス提供要件

(1) インターネットサービス(基本サービス)

- ① 整備対象地域の現居住者が加入を希望する全世帯にサービスを提供可能とすること。
- ② 通信速度は、ベストエフォート型で最大通信速度 1Gbps以上のサービスを提供できること。
- ③ 企業向けプライベートネットワーク(VPN)を構築できること。
- ④ 家庭内で Wi-Fi ができるよう無線 LAN 環境を整えること。
- ⑤ 将来的な拡張性並びに IP アドレス枯渇問題を考慮し、伝送網の通信規格が IPv6 に対応できることが望ましい。
- ⑥ 加入者が複数のプロバイダから選択できることが望ましい。
- ⑦ インターネット網を介さない高セキュリティな VPN を構築でき、全国の拠点と通信が容易に実現できることが望ましい。

(2) IP 電話サービス

- ① 利用中の固定電話の番号が使用できる IP 電話サービスが提供できること。
- ② IP 電話サービス加入後は、現在利用中の固定電話契約を解約できること。

(3) 映像サービス

- ① インターネットと同一の回線を利用して家庭のテレビで地上デジタル放送、BS 放送、CS 放送が視聴できることが望ましい。

(4) セキュリティサービス

- ① 外部からのコンピュータ・ウイルスの侵入防止と感染時の駆除、スパイウェアやフィッシング詐欺対策に対応したセキュリティ機能を有していること。

(5) 保守・費用・アフターサービス

- ① 加入申し込み時に発生する工事費・手数料等の費用について、町は一切負担しないこと。
- ② 今回構築する設備の維持管理運営費及び機器更新・増設等の費用については、整備事業者の負担とすること。
- ③ 各種サービスや故障、加入に関する問い合わせ等について、町は一切関与しないので、専用ヘルプデスクを設置し対応すること。
- ④ サービス開始時には、加入促進に伴う説明会等を適宜行うこと。なお、公共施設を利用する場合は、町が協力することは可能であること。

(6) その他

- ① 本サービスは将来にわたり継続して提供することとし、整備事業者判断により本サービスを停止することはできないこと。万が一撤退する場合は、整備した設備の無償譲渡又は補助金返還を行うこと。
- ② 本事業にて整備した設備の最大収容数より多くの利用希望が発生した場合は、整備事業者

負担にて設備を増設すること。

- ③ 今後の技術革新に伴う新サービスについては、整備事業者負担で対応するものとする。
- ④ 事業者は、本町の求めに応じて、住民の加入状況について提供すること。
- ⑤ 本仕様書は主要項目のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、整備事業者の責任で実施するものとする。

6 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

7 企画提案書の記載要領

上記内容を理解した上で、「湯前町光ブロードバンド整備事業公募型プロポーザル実施要項」6(2)「審査項目及び配点」に記載の大項目及び小項目に従い企画提案書を提出すること。様式は任意とする。なお、各項目については、以下に沿うものとし、具体的かつ実現性のある提案を行うこと。

(1) 企画提案書内容

1. 会社概要	<ul style="list-style-type: none">・会社名、所在地、資本金、社員数、事業内容、直近2年間の収支決算の内容・これまでのサービス提供実績(契約件数、提供期間など)・他地域における民設民営方式によるサービス提供の実績について記載
2. 提案に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none">・本事業に対する提案者の基本的な考え方、取組方針、整備方針、整備後の運用方針(後年度負担、加入者減に伴う設備維持方針など)・サービス提供地域(町内全居住区域でサービス提供できるか)・事業実施期間(サービス提供までのスケジュールについて記載)
3. サービス内容	<ul style="list-style-type: none">・光ブロードバンドサービス内容や特徴(月額料金、初期工事費、事務手数料等)・プロバイダの概要(月額料金、プロバイダ数、加入者の意思による選択可能かどうか等)・IP電話サービス(サービス概要、初期費用、月額利用料金、固定電話からの切り替えや番号継続が可能かどうか)・映像サービス(他地域で実施のサービス内容、当地域での将来的な実施可能性など)・IPv6対応について・企業向けサービス(企業誘致に有利なVPN構築の内容、サービス内容、初期費用、月額利用料金など)・家庭内Wi-Fi環境の整備

4. 利用者サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス開始時の加入促進提案 ・通常時、故障発生時の対応(電話やインターネットによる窓口対応方法、対応時間、連絡体制など) ・利用者サポート体制(ルーター設定、接続に関することへの対応、アフターケアなど)
5. 設備の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・上位回線冗長化状況 ・停電対策(大規模停電時における非常用電源が確保できているか、復旧体制など) ・ネットワークのセキュリティ(サービス提供に支障をきたすような重大インシデント防止策が施されているか)
6. 保守体制・災害復旧能力	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供設備の保守体制 ・災害発生時の対応(これまでの復旧実績など)
7. 将来性・拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の技術革新への対応(新たなサービスの提供可能性、全国同一水準のサービス提供維持できるか) ・光ブロードバンドを利用した、本町での地域活性化策や事業提案など(地域への貢献、雇用創出の可能性、農林業、教育、福祉分野などでの展開)

(2)作成条件

- ① 提案書の形式は、A4 様式、横書きとする。なお、A4 サイズのファイルに綴じること。
- ② 目次を作成し、ページ番号を記載すること。
- ③ 日本語で簡潔明瞭に記載し、必要に応じて図表を活用すること。専門用語については注釈を付ける等、専門家以外が見ても分かりやすいように工夫を凝らすこと。

8 事務局(問い合わせ先)

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

湯前役場総務課情報統計係 担当 佐藤

TEL:0966-43-4111 FAX:0966-43-3013

Mail:jouhoutoukei@yunomae.kumamoto.jp